

催されている。そのため、余りにも贅沢で上納に支障をきたすとの理由から、王府はこれらの祝事・祭祀・祈願行事を禁止・制限する法律を出す。しかし、昔からの旧俗を禁止されたことで百姓たちが不安がり、却って農業を怠っているとのことで、1793年には、派手に執り行わないこと・農業や職業に専念すること等を条件に禁止令を解除している。

1856年の『翁長親方規模帳』には、「誕生祝」「婚礼祝」「生年祝」「新築祝」「おゑか祝」「村方祝」「正月十六日・清明祭」「節祭」など基本的な冠婚葬祭のみが記され、御嶽の祭祀や種々の祝事・祭事などが少なくなっている。1856年という年は、各村とも「子年飢饉（1852～53年）」後の疲弊がまだ続いている、宮古の人々が最も苦しい時期である。この時期の人々は食糧や年貢などの確保に追われ、御嶽の祭祀や種々の祝事・祭事を執り行う余裕はなかったものと思われる。豊年・凶年に伴いその件数は異なるが、近世時代の宮古では「御嶽の祭祀」や「村の祭事」・個人の冠婚葬祭など、種々の祭祀祈願・祝祭事が執り行われていた。これらの多くは今日まで引き継がれている。

### 『御嶽由来記』より「嶋中祭祀之事」

一、二月中ニ麥初祭之事

一、四月中ニ米粟初祭事

右二祭ニは諸村家々より麥米粟の初を取津かさ村さはくりにて其村々嶽へ祭上ケ百姓中もみき作り先祖靈前家の神江祭申候事

一、九月中ニ世の為たかへ之事

右祭ニは諸村家々より御花取つかさ村さはくりニテ其村嶽々江祭上ケ來年世か不うあらせ給ひと願申候百姓中もみきを作り先祖靈前家のかまの神祭五穀の種子を植始祝申候事

一、五六月甲午日節祝之事

右日ハ諸人未明川江参り水をあミ面々相応ニみき作り先祖靈前家の神かまの神へ祭申候尤役者中は赤飯一門中送膳有之事

一、十月中旬火用心たかへ之事

右祭には諸村家々より御花取つかさ村さはくりにて其村嶽々へ祭上冬中火難あらせ給ふなど願申候事

合五品毎年祭祀仕候事

### 訳「島中の祭祀の事」

一、2月中に執り行う「麦初穗祭」の事

一、4月中に執り行う「米・粟初穗祭」の事

右の二祭には諸村家々から麦米粟の初物を取り集めて、ツカサ・村サバクリによっての村々の御嶽に祭り上げ、百姓たちも「みき」を作り、先祖の靈前・家の神・かまどの神に祭る。

一、9月中に執り行う「世の為たかべ」の事

右の祭には諸村家々から御花（米）を取り、ツカサ・村サバクリによってその村の各御嶽に祭り上げ、来年、世果報（豊穣）であらせ給えと祈願する。百姓たちも「みき」を作

り、先祖の靈前・家の神・かまどの神に祭り、五穀の種子を植え始めてお祝いを行う。

一、5・6月甲午の日に執り行う「節祝」の事

右の日には諸人とも未明に川（井戸）に参り水を浴びて、各々相応に「みき」を作り、先祖の靈前・家の神・かまどの神を祭る。尤も、役人たちは赤飯を炊いて一門中に送膳を行う。

一、10月中に執り行う「火用心たかべ」の事

右の祭には諸村家々から御花（米）を取り、ツカサ・村サバクリにより村の各御嶽に祭上げ、冬中、火難あらせ給うなと祈願する。

合せて5件、毎年、祭祀を執り行うこと。

### 『与世山親方規模帳』（抜粋）

一、諸村嶽々之儀故佐渡山親方被召定候通可崇敬之処其外無謂嶽々崇敬ニ而造作仕候由不宜候間向後可召留事

訳・諸村の各御嶽の儀、故佐渡山親方が定めてある通りの御嶽を崇敬すべきところ、その他の謂われの無い御嶽をも崇敬して出費しているとのこと。宜しくないので、以後、禁止すべきこと。

一、伊良部島乗瀬御嶽每年十二月廿日仮屋杯新敷打調みき酒香花供物等相備歳比之女式拾人程白衣裳着ニ而三日相籠致神祭候旧俗有之過分之造作ニ而候由不宜候間向後可召留事

訳・伊良部島の乗瀬御嶽では、毎年12月20日に仮屋などを新しく立て、ミキ・酒・線香・花・供え物などを準備し、年頃の女が20人程白衣裳を着け、3日間籠もって神祭を行う旧俗があり過分の造作であるとのこと。宜しくないので、以後、禁止すべきこと。

一、狩俣村之儀五拾歳以上之女三拾人程白衣裳ニ而神之真似いたし十一月者神出十二月者送与メ毎年式度完昼夜三日山奥ニ隠居夜更候時分人目を忍大城本西之家本両所江寄合躍候旧例有之由不宜候間向後可召留事

訳・狩俣村では、50才以上の女が30人程白衣裳で神の真似をし、11月には「神出し」・12月には「神送り」と称して、毎年2度ばかり昼夜とも山奥に隠れ、夜更け時分に人目を忍んで大城本（ウプグフムトウ）・西之家（ニスヌヤー）の両所に集まって踊りをする旧い風習があるとのこと。宜しくないので、以後、禁止すべきこと。

一、島尻村之儀女共之内神女与申神之真似ニ而毎年十月より十二月迄月毎二日撰見合致物籠其祭料者村中出米ニ而みき作致造作候由不宜候間向後可召留事

訳・島尻村では、女共の内、神女と称して神の真似をし、毎年10月から12月まで月毎

に日を選んで物籠りを行い、その祭料は村中から米を出して「ミキ」を作り出費を重ねていること。宜しくないので、以後、禁止すべきこと。

一、宮々嶽々昼夜物籠ニ而致祈願候方も有之由不宜候間向後祈願之儀昼内致参詣物籠之儀一向可召留事

訳・お宮や御嶽で昼夜物籠もりして祈願する者もいるとのこと。宜しくないので、以後、祈願する場合には昼の内に参詣し、物籠もりの件は一切禁止すべきこと。

一、諸村曖役人村所江時々厄害相掛け候謝礼とメ拾三歳以上老若男女番所江相揃不ふり与候而牛ふた殺みき酒致馳走候方々有之不宜候間可召留事

訳・諸村の曖役人で、村に時々厄害かかる謝りの儀式として13才以上の老若男女を村番所に集め、「プウリ」と称して豚を屠し御馳走を作つてミキ。酒をふるまう方々がいる。宜しくないので禁止すべきこと。

一、池間前里狩俣三ヶ村は磯神祭とメ家内毎より出米ニ而みき作磯辺江相揃相祭致造作候由不宜候間向後召留事

訳・池間・前里・狩俣の3か村では、「磯神祭」と称して各家庭から米を出してミキを作り、磯辺に揃つて祭りを行い出費を重ねていること。宜しくないので、以後、禁止すべきこと。

一、右式ヶ村木綿花之儀付而天氣之災暎無之様壱家内より粟壱升完取集みき作出嶽々相祭致造作候由不宜候間可召留事

訳・右2か村の木綿花の儀、各家庭から粟を1升づつ取り集めてミキを作り、天気の災害がないように各御嶽で祭りを行い出費を重ねていること。宜しくないので禁止すべきこと。

一、右式ヶ村井祭とメ壱家内ニ付粟壱升完取集みき作致造作候由不宜候間可召留事

訳・右2か村では、「井祭」と称して各家庭から粟を1升づつ取り集めてミキを作り出費を重ねていること。宜しくないので禁止すべきこと。

一、右二ヶ村為世乞九月之比惣頭ニ而粟五勺完取合みき作致祭候由不入造作候間可召留事

訳・右2か村では、「世乞（ユーケイ）」のため9月頃に各惣頭（15才～50才）から

栗5勺を取り集めてミキを作り祭りを行っているとのこと。不要な出費なので禁止すべきこと。

一、右ニケ村里々為とメ九月之比壱家内より花米少々完取合里神相祭候由不宜候間可召留事

訳・右2か村では、「里為（サトウダミ）」と称して9月頃に各家庭より花米を少々取り集め、里神を祭っているとのこと。宜しくないので禁止すべきこと。

一、地船漲水滯船之砌泊くさらし与て上国人数ニ而牛殺みき酒相調致物入候由不宜候間向後可召留事

訳・地船が漲水に停泊する際、「泊くさらし」と称して上国する人々が牛を屠しミキ・酒を準備して出費を重ねているとのこと。宜しくないので、以後、禁止すべきこと。

一、依村年々家中人数之為立願結願とメ壱人ニ而ふた壱疋完殺候而みき酒相調致物入候方也有之由不宜候間向後右之造作可召留事

訳・村により毎年家族の為に「立願・結願」と称して一人に付き豚を一疋づつ屠し、ミキ・酒を調えて出費を重ねている方もあるとのこと。宜しくないので、以後、右の様な行為は禁止すべきこと。

一、折目々又者月之夜ニ者百姓男女役人子孫之ニ才共道路浜辺寄合よふねとて男女手を取足をとり候旧俗有之節儀之妨不宜候間右之慰可召留事

訳・季節の節目又は月夜には百姓の男女・役人の子弟たちが道路や浜辺に集まり、「よふね」と称して男女とも手を取り足を取って遊ぶ古い風俗があるとのこと。節度の妨げになるので右の慰め事は禁止すべきこと。

一、村々百姓等男女共生年之祝とメ分限無構一門親類縁者之方相招みき酒肴太分相調致物入候儀不宜候間向後分限次第親子兄弟孫迄を相揃軽く可相祝事

訳・村々の百姓らが男女とも「生年の祝」と称して分限も構わず一門・親類・縁者の者を招き、ミキ・酒・肴を大分調えて出費を重ねている。宜しくないので、以後、分限に応じて親子・兄弟・孫までを揃えて軽く祝うべきこと。

一、子供誕生之時四日八日十日之祝とメ度々致造作候由不宜候間日柄見合川下之為祝親兄弟迄を相招応分限軽ク可相祝事

訳・子供が誕生した時、「4日・8日・10日の祝」と称して度々出費を重ねているとのこと。宜しくないので、日柄を見合させて「川下の祝」をなし、親子・兄弟までを招いて分限に応じて軽く祝うべきこと。

一、百姓等位頂戴仕御拝之祝儀相済候以後おゑか祝与てみき酒作牛ふた殺過分造作ニ而致祝候由不宜候間向後親子兄弟孫舅姑聟迄相招御拝之日輕ク可相祝事

訳・百姓らが位を頂戴した時、「拝命の祝儀」を済んだ後にも「おゑか祝」と称して、ミキ・酒を作り牛・豚を屠して過分に御馳走し祝っているとのこと。宜しくないので、今後は親子・兄弟・孫・舅姑・聟まで招いて拝命の日に軽く祝うべきこと。

一、諸御用布上納相済候為祝女共相揃みき肴相調致物入候由不入造作候間可召留事

訳・諸御用布の上納を済ませた祝いのため、女たちが揃ってミキ・肴を調べ出費しているとのこと。不要な行為なので、以後、禁止すべきこと。

一、家致普請候時朔日祝並三年祝与てみき酒ふた杯殺村中相揃致呑喰候由無益之造作ニ候間可召留事

訳・家を普請した時、「初日の祝」「三年の祝」と称してミキ・酒・豚などを屠し、村中の人々を揃えて呑み喰いしているとのこと。無益な行為なので禁止すべきこと。

一、毎年八九月之比村々為節増老若男女出米ニ而みき肴相調五六日相集致呑喰候由不宜候間向後可召留事

訳・毎年8・9月頃、各村で「節増（シツマス）」を行い、老若男女が米を出してミキ・肴を調べ、5・6日も集まって呑み喰いしているとのこと。宜しくないので、以後、禁止すべきこと。

一、〔池間・前里〕右式ヶ村百姓共病氣差發快氣候得者みき酒調村頭親類中相揃致祝候旧俗ニ而造作ケ間敷儀有之候由不宜候間召留事

訳・右2か村では、百姓らが病気に罹り快氣すると、ミキ・酒を調べ村頭や親類中を揃えて祝う古い風俗がある。物々しい行為であり宜しくないの禁止すべきこと。

一、〔池間・前里〕右式ヶ村御当地よりくり舟買下候時乗初勝負与ノ船主ニ而みき酒相調みその浜江上國之者共呼寄致祝候由無益之造作候間可召留候事

訳・右2か村では、沖縄からくり舟を購入してくると、「乗初勝負」と称して船主がミキ。酒を調べ、みその浜へ上国する者どもを呼び集めて祝宴を行っているとのこと。無益な行為なので禁止すべきこと。

一、野崎式ヶ村之儀いも初祭とメ九月比致日撰いもみき五家内ニ而中壺壹本完作調候由不入造作ニ候間可召留事

訳・野崎2か村では、「いも初祭（ンープーズ）」と称して九月頃に日を選び、イモミキを5家内で中壺1本づつ作り調べているとのこと。不要な行為なので禁止すべきこと。

一、右式ヶ村之儀月ニ式三度さにつと名付白縄之慰仕魚出来不申時者豚羊犬杯殺候而失墜ケ間敷由不宜候間可召留事

訳・右の2か村では、月に2・3度「サニツ」と称して「白縄の慰」を行い、魚が捕れない時は豚・山羊・犬などを屠殺するなど下品も甚だしいとのこと。宜しくないので禁止すべきこと。

一、百姓等旅立帰帆之祝とメみき酒相調ふたなど殺過分致物入候由不宜候間向後軽可相祝事

訳・百姓らが「旅立・帰帆の祝」と称して、ミキ・酒を調べ豚などを屠して過分の出費をしているとのこと。宜しくないので、以後、軽く祝うべきこと。

一、平良五ヶ村之儀節遊之儀磯辺江出男女混雜高き所より海江飛落泳揚相慰候仕付有之不宜候間向後右之拳動可召留事

訳・平良5か村では、「節遊び」の際に磯辺に出て男女混雜する中、高い所から飛び降りて泳ぎ揚がる遊びの習わしがある。宜しくないので、以後、右の拳動は禁止すべきこと。

一、婚礼之儀夫方より過分造作ニ而女之方江持越馳走仕不相応之致物入候方も有之由不宜候間先年故佐渡山親方被召定置候通役人方者粟七斗五升以下百姓者壹斗以下各応分限為達用女之方江相贈主之家内ニ而可相祝事

訳・婚礼の時、夫方から過分の造作をかけて女方へ御馳走するなど、不相応な出費をする者もいるとのこと。宜しくないので、故佐渡山親方が定めてある通り、役人は7斗5升以下・百姓は1斗以下、各々の分限に応じて女方へ贈り、夫方の家で祝うべきこと。

一、諸村葬礼ノ時亭主之方よりふた殺握飯相調茶毘人数江致馳走候旧俗之由不宜候間向後

勵人迄を相賄茶毎人数江馳走ヶ間敷儀一向可召留事

附 遠方より参候見廻人ハ志次第休致馳走候共不苦候也

訳・諸村の葬礼の時、喪主方から豚を屠し握り飯を調えて茶毎人（焼香に来た人）たちに馳走する旧俗があるとのこと。宜しくないので、以後、手伝い人までを賄い、茶毎人たちへの馳走は一切禁止すべきこと。

附 遠方より來た見舞人には気持ち次第休憩させ馳走してもかまわない。

一、茶毎之儀於墓所神別れ与て一門親類縁者差屯酒肴持參亭主方よ里は料理相調致馳走候由甚以不宜候間右躰之仕付屹度可召留事

訳・茶毎の儀、墓所において「神別れ」と称し、一門・親類・縁者が集まって酒・肴を持ち寄り、喪主方からは料理が調えられて馳走すること。宜しくないので右のような風習は必ず禁止すべきこと。

一、百姓共仏事とみき酒相調ふた杯殺不相応致物入候方も有之由不宜候間向後応分限可取行事

訳・百姓どもが「仏事」と称してミキ・酒を調え豚を屠して分不相応な出費をしているものいるとのこと。宜しくないので、以後、分限に応じて執り行うべきこと。

### 『翁長親方規模帳』（抜粋）

一、子供誕生之時四日八日十三日之祝として度々致造作候由不宜候間川卸之日親子兄弟共迄相招軽相祝事

訳・子供が誕生した時、「4日の祝」「8日の祝」「13日の祝」と称して度々手間をかけているとのこと。宜しくないので「川卸の日」に親子兄弟まで招き軽く祝うべきこと。

一、婚禮之時夫方より女之方江馳走物持越過分及造作候者も有之由不宜候間跡々被定置候通役人方者粟七斗五升先以下百姓共一升（斗）先以下各應分限造用相贈主之家ニ而可相祝事

訳・婚礼の時、夫方より女方へ御馳走を送り過分の手間をかけているものいるとのこと。宜しくないので、以前に定めてある通り、役人は7斗5升以下・百姓は1斗以下、各々の分限に応じて贈り、夫方の家で祝うべきこと。

一、家普請候時朔日祝並三年祝とてみき酒作ぶた杯殺村中相揃呑喰無益之致造作候儀被召留置候間其通可相守事

訳・家を新築した時、「初日の祝」「3年の祝」と称してミキ・酒を作り豚などを屠して村中揃って呑み喰いする無益の行為は禁止してあるので、その通り守るべきこと。

一、百姓等男女共生年祝の節分限無構親類縁者之方相招みき酒肴多分相調致物入候由不宜候間分限次第親子兄弟孫迄相招軽々可相祝事

訳・百姓らが、男女とも「生年の祝」の時に分限かまわず親類・縁者を招いてミキ・酒・肴を調えて出費をしていること。宜しくないので、分限に応じて親子・兄弟・孫までを招き軽く祝うべきこと。

一、百姓等位頂戴之時一通之知方迄招キ二三日或ハ四五日も引通酒肴吸物等差出祝候由云々(とし、當日限り家中人數のみにて軽く祝う様定む)

訳・百姓らが位を頂戴した時、一通りの知人までを招いて2・3日或いは4・5日も続けて酒・肴・吸い物などを差し出し祝っていること。当日限り家中の者のみ招いて軽く祝うべきこと。

一、右外村方祝迎牛ふたを殺みき酒作調多人數相招相祝何か差支候節者二三年後又者子孫代相成候而も右祝料差出させ候も有之不宜候間向後可差留事

訳・右の他、「村方祝」と称して牛・豚を屠しミキ・酒を作り調べ多人数を招いて祝い、何か支障があった場合には2・3年後、又は子孫の代になっても右の祝料を差し出させることもある。宜しくないので、以後、禁止すべきこと。

一、毎年正月十六日又は清明祭之時先祖之墓所江者菓子物相備致燒香候御定跡々被仰渡置候處勿而華美ニ相成脇々ニも菓子物等差遣費用ケ間敷有之哉ニ相聞ヘ候連々島方疲入候上今般分ケ而御儉約筋被仰渡置事候得者萬端節朴之風儀不相守候而不叶事候條向後先祖之墓所者附書之通相備脇々江者香活花ニ而致燒香候様堅取締可有之事

附 菓子者餅物豚肉あけ豆腐昆布大根麥之粉半辨類之品ニ而如何ニも輕可調候也

訳・毎年「正月十六日（ジュウルクニツ）」又は「清明祭」の時、先祖の墓所に菓子・しめ物を供え焼香する規定を以前に仰せ渡されているが、全て華美になり、脇墓にも菓子・しめ物などを供え費用を多分に費やしていること。長年、島の人々が疲弊している上、今般、特別に儉約を仰せ渡されているので、全ての面で質素な風儀を守らなければならぬ。以後、先祖の墓所には付記の通り供物をし、脇墓には線香・活花のみを供えて焼香するよう、堅く取締りを行うべきこと。

附 菓子は、餅・しめ物・豚肉・揚げ豆腐・昆布・大根・麦の粉・半弁などの品で以て軽く調えるようにすること。

一、葬禮之時牛ふたを殺酒肴等相調見舞人江致馳草候儀跡々より被召留置候處今ニ百姓ニ不相止所も有之哉ニ相聞へ所俗之妨不可然候間向後勧人遠近相賄見舞人江馳草ケ間敷儀一切可召留事

訳・葬礼の時に牛・豚を屠し酒・肴などを調えて見舞人に御馳走することは以前から禁止しているが、今に至っても百姓で止めない所もあるとのこと。村の風俗の妨げになるので以後、手伝い人と遠方の人には馳走をし、見舞人への馳走は禁止すべきこと。

一、茶毘之後於墓所神別とて一門親類縁者相集肴持參亭主方より者料理相調致馳走候儀被召留置候間以來共可致取締事

訳・茶毘の後、墓所において「神別れ」と称し一門・親類・縁者が集まって肴を持参し、喪主方から料理を調べ馳走することは禁止してあるので、今後とも取締りを行うこと。

一、往古より老若男女節之祈願祭事執行野原濱邊江罷出遊事等有之候事候與世山親方御儉使之時被召留置候處百姓之儀何方も同前致苦勞候者候處右式有來儀も差留候而者却相怠農業方之勵ニも不相成其上往古舊俗相止候迄一統不安ニ可存事候處乾隆五十八丑年跡々之通御免被仰付置候間有來候祈願祭事遊事等作ケ間敷儀共無之様執行農務其外夫々之職業隨分相勵候様可申渡事

訳・昔より老若男女が「節（シツ）」の祈願を執り行い野原や浜辺へ出て遊ぶことがあった。与世山親方が検使の時に禁止したが、百姓のいずれも同様に苦労しており、これまでの祭事も禁止しては却って怠けて農業の励みにもならず、その上、昔からの旧俗のため全員が不安に思っていたが、1793年に以前の通り行ってよいとの許可を仰せ付けられている。これまでの祈願・祭事・遊び事などは派手にならないよう執り行い、農業やその他の職業も懸命に働くように申し渡すべきこと。

一、諸村嶽々之儀佐渡山親方被召定置候通致崇敬其外無謂嶽々崇敬候造作候儀可召留事

訳・諸村の各御嶽については佐渡山親方が定めてある通り崇敬し、その他の謂われのない御嶽を崇敬する行為は禁止すべきこと。

一、百姓共佛事としてみき酒相調ふた杯殺不相應致物入候者も有之由不宜候間向後應分限可相行事

訳・百姓ども、「仏事」と称しミキ。酒を調べ豚などを屠して不相応な出費をしている者もいるとのこと。宜しくないので、以後、分限に応じて行うべきこと。

一、平良五ヶ村之儀夜入候得者致道寄且井川邊江奉公人之子弟共下人下女混雜相集阿やく等うたひ且村中より百姓共ニも馬乗通候も有之不可然事候右五ヶ村者奉公人居村殊藏元在番所も有之格別成所ニ候條以來夫々致取締俗宜ク罷成候様可取計事

訳・平良5か村では、夜になると道に集まり或いは井戸・川辺へ役人の子弟ども・下人・下女とも混雜して集まりアヤグなどを唄い、且つ、百姓どもで馬に乗って通る者もおりいけないことである。右5か村は役人の居村であり、殊に蔵元や在番所も所在する格別な所柄であるので、以後、それぞれ取締りを行い風俗が良くなるよう取り計らうべきこと。

一、〔多良間〕右嶋二才百姓共御位頂戴御拜之祝儀相濟候以後多人數相招おゑか祝と申牛ふた杯殺みき作段々之致造作尤手當調兼候節者二三年又者子孫ニ相成候而も相祝候由甚不宜候間各分限に應し輕相調後以祝候儀堅差留事

訳・右の島では、士族の子弟や百姓どもが「御位頂戴の拝命の祝」を済ませた後も「おゑか祝」と称して牛・豚などを屠しみキを作るなど段々の手間をかけている。尤も、用意ができるかねる場合には2・3年、又は子孫の代になっても祝っているとのこと。甚だ以て宜しくないので、各々、分限に応じて軽く調べ、後に祝うことは堅く禁止すべきこと。

一、〔多良間〕右嶋家普請候得者朔日祝又者三年祝与申みき酒作ふた杯殺致造作候儀被召留置候處其守無之右祝事候由不宜候間吃与可差留事

訳・右の島では、家を新築すると「初日の祝」「3年の祝」と称してミキ・酒を作り豚などを屠して手間をかけることは禁止してあるが、これを守ることなく右の祝事を行っているとのこと。宜しくないので必ず禁止すべきこと。

## 5. 近世時代、正人男女の労働・休日・祝祭日について

人頭税制=重税・過酷を前提に語られる通説は「男は上納粟を作るために毎日畠で重労働を強いられ、女は苧積屋（ブンミャー）に毎日通い役人の監視のもと上納布を織らされた」と言い、如何にも人頭税制下の人々が、年中、上納のために重労働を強いられたかの如く語る。こうした表現が人頭税制=重税・過酷ということにつながっていくのだが、果たしてこれは史実なのだろうか。近世時代の宮古はこれほど無法で過酷な時代だったのだろうか。『御獄由来記（1705年）』『雍正旧記（1727年）』『与世山親方規模帳（1768年）』『翁長親方規模帳（1856年）』は、近世宮古の人々が「誕生祝い」「生年祝い」「新築祝い」「麦・粟ブーズ」「いも初祭」「シツマス」「里ダミ」「磯神願い」「井願い」など、数々の祝事や祭祀行事を盛大に執り行っていることを記す。又、『思明氏系図家譜の御問合書（1807年）』には、1771年の「明和の津波」の際、宮国村・新里村・砂川村・友利村に用事で來ていた他村の者が22人死亡、来間島でも伊良部島の国仲村の者が2人死亡したことが記されている。単純な疑問であるが、毎日、畠

や茅積屋で重労働を強いられている人々が、何故、数々の祝事や祭祀行事を執り行い、海を越えて伊良部島から来間島へ、或いは、他村への行き来ができたのだろうか。数々の祝事・祭祀をこなし、他村へ行き来できたということは、当時、そうできる何らかのシステムが存在していたことを裏付けるものである。それはこれまでの通説を否定する「正人男女の休日・祝祭日」がシステムとして存在していたであろうということである。

### （1）正人男（15才～50才）の労働・休日・祝祭日

『平良市史第8巻』に思明氏関係史料として「頭より御物奉行所への文書、口上覚」が収録されている。この「口上覚」は「戊年（1766年）」に、平良親雲上（平良間切の頭）から王府の御物奉行所に差し出された文書で、正人男の労働・休日・祝祭日などの日数が組み立てられている。この史料によれば、旧暦1年360日の内、義務的労働日が315日、休日・祝祭日が45日となっている。義務的労働日としては「自分の畠の耕作方に240日（月に20日の12か月）」「蔵元各座の現夫作業に24日（月に2日の12か月）」「諸雑物の準備日数として24日（月に2日の12か月）」「穀物・雑物の上納日数として年に12日（穀物の上納期6月～11月？）」「御用布の結切・巻き締め日数として年に12日（反物の上納期前・2月頃？）」「頭・地頭・目差などの耕作加勢として年に3日（但し、手間賃労働）」の315日間。休日・祝祭日としては「家庭の働き（休日）として26日、祝祭日として年に19日」の45日間となっている。更に、祝祭日は、「正月の祝い」に3日間、「正月15日の祝い」に3日間、3月に1日間、「麦の大祭」に2日間、「粟の大祭」に2日間、「節の祝い」に3日間、7月に3日間、8月の「節の折り目」に2日間、計19日間を定めている。これらの祝祭日は今日でも年中行事として宮古一円で行われている「正月」「ジュウルクニチ（旧16日）」「3月のサニツ（浜下り）」「麦プーズ」「粟プーズ」「シツ祭り」「旧盆」「豊年祭り」などに比定できる。1か月の労働日数は基本的に「畠の耕作20日」「蔵元各座の現夫遣2日」「諸雑物の調達2日」の計24日である。上納期の上納物の運搬・反物の結切巻締、役人の耕作加勢を除くと、基本的には1か月に6日の休日・祝祭日があったということになる。こうした労働・休日・祝祭日の日数がシステム的に定められていたからこそ、種々の祝事や祭祀などが行われ、用事で他村へも行き来できたものと思われる。つまり、通説のように「男は毎日畠に出て朝から晩まで重労働を強いられた。故に過酷という」無法な社会ではなかったということになろう。

#### ◎義務的労働日数・・・1年360日の内、315日の労働日

自分の畠の耕作方、・・・・・・240日（月20日×12か月）

蔵元各座の人夫作業・・・・・・24日（月2日×12か月）

諸雑物の準備方・・・・・・・・24日（月2日×12か月）

穀物・雑物の上納日数、・・・・年に12日（6月～11月？）

御用布の結び切・巻き締め・・・年に12日（上納期前2月頃？）

頭・地頭・目差などの耕作加勢、年に3日（但し、手間賃労働）

◎休日・祝祭日・・・45日（休日26日、祝祭日19日）

家庭の働き（休日） 年に26日の休日

祝祭日 年に19日の祝祭日

「正月の祝い」に3日間、「正月15日の祝い」に3日間、3月に1日間、「麦の大祭」に2日間、「粟の大祭」に2日間、「節の祝い」に3日間、7月に3日間、8月の「節の折り目」に2日間。

### 『頭より御物奉行所への文書、口上覚』

覚

正男傭人年中日数三百六拾日

内

式百四拾日耕作方自分働月ニ二十日者組ヲ以耕作筆者榎山筆者下知地頭目差惣廻下知。

式拾四日諸方之現夫遣月ニ二日ツツ。

式拾四日諸雜物調日數月ニ二日ツツ。

拾式日御物穀并諸雜物諸藏江上納。

拾式日諸御用布結切巻調日數。

三年中ニ間切之頭地頭目差雇入財力次第耕作之加勢。

四拾五日

内

拾九日正月三日同十五日之祝ひ三日三月一日麦之大祭リ二日粟之大祭リ二日節之祝ひ三日七月三日八月二日節之折目差免。

式拾六日余日有之家内之働。

右乍恐申上候宮古嶋諸役人之儀旅地下之物入有之御賦リニ而者難積有之前々より頭三人旅立之砌各間切中正男女傭度ツツ在嶋之砌ハ傭家内より男女式人ツツ首里大屋子与人各曇村正男女年式度ツツ目差ハ年ニ傭度ツツ雇入財力次第相賄耕作之加勢仕来候処志喜屋親雲上在番之時内例疋与被召留候ニ付其以来才覚ヲ以内証ニ致現夫遣候故百姓共疲入候ニ付此節より内証現夫遣召留候様申談置候依之役々吟味之上百姓中耕作并諸事之働日數内書之通手組仕置候間其通被仰付被下度奉願候於其儀者難有奉存内々ニ而百姓厄害ニ相掛候儀茂相止可申与吟味仕置申候若乍此上少ニ而茂現夫召遣候者於有之者屹与御問合申上候ハバ其払被仰付被下度存候此旨可然様御取成奉願候以上。

戌

九月

平良親雲上

(訳)

正男（15才～50才）一人、1年間の日数360日。

内訳

- 240日は自分の畠の耕作方。月に20日は五人組を以て畠の耕作。耕作筆者・榎山筆

者が指示を出し、地頭・目差が全ての畠を巡回して指示する。

- ・ 24日間は、蔵元各座の現夫遣（人夫仕事）。月に2日間。
- ・ 24日間は、諸雑物の調べ日数。月に2日間。
- ・ 12日間は、御物穀・諸雑物を諸蔵に上納する日数。
- ・ 12日間は、諸御用布の結切・巻調べの日数。
- ・ 3日間は、年に間切の頭や地頭・目差が財力に応じ雇入れて耕作の加勢をさせる日数。
- ・ 45日間

#### 内訳

- ・ 19日間。正月に3日間、同15日の祝に3日間、3月に1日間、麦の大祭に2日間、稲の大祭に2日間、節の祝に3日間、7月に3日間、8月に2日間の節の折目を休日とする。
- ・ 26日間の余日は家庭での働きに当てる。

右、恐れながら申しあげる。宮古島の役人の儀、旅に出る際に地元の物入りがあり、これを割り当てるには難しいものがある。以前には、頭三人が旅に出る時は各間切の男女が1度づつ、在島の時には1家庭から男女2人づつ、首里大屋。与人の場合は各所管の村の男女が年に2度づつ、目差の場合は年に1度づつ、財力に応じて雇い入れ耕作の加勢をさせてきたが、志喜屋親雲上が在番（在任・1758～1760年）の時にこの内例を禁止した。それ以来、才覚を以て内緒で現夫遣（人夫使い）をするため百姓どもが疲労しているので、この節より内緒の現夫遣を禁止するよう申し談じてある。これにより役人たち吟味の上、百姓の耕作並び諸事の労働日数を内書の通り組み合わせてるので、その通り、仰せ付け下さるよう願い奉る。その儀においては有り難く存じ奉る。内々、百姓に迷惑がかかることもなくなるものと吟味してあるが、若し、この上ながら少しでも現夫を遣う者があった場合には必ずご報告申し上げるので、その支払いを仰せ付け下さい。この旨、然るべきようお取り成し頼み奉る。以上。

戌（1766年か？）

9月

平良親雲上

#### （2）正人女（15才～50才）の労働・休日（？）

正人女の義務的労働は上布・中布・下布などの上納布を織り出すことである。この上納布を織り出すシステムとして、各村において、総糸を紡ぐ分野・藍染の分野・織り立ての分野などの分業制度がとられていた。上納布が織り出されるまでの順序として①上納布の「割付手形」が7月中に蔵元から村番所に届く。村番所ではこれに基づき、総糸を村の正女の3分の2に賦課する。白上布・白中布・白下布用の総糸は士族正女の3分の2が負担する。紺細上布・成換反布用の総糸は百姓正女の3分の2が負担する。残り正女の3分の1はベテランの織り手で総糸の負担はない。7月～8月には総糸ができる。②総糸は村番所に集めて百姓分の総糸（紺細上布用）は紺屋（夫賃免除）に染めさせる。③糸染が済むと、百姓正女の3分の1は8・9月頃から村番所の機織屋（ブンミヤー）に通い、翌年1月頃までに負担分の紺細上布などを織りあげる。士族正女の3分の1は白上布・白中布。

白下布を同期間に自分の家で織りあげる。上納布が織りあがると村番所で保管し、毎年3月1日から4月15日までに蔵元に納めるシステムがとられていた。

このシステムからすると、村の正人女（士族・百姓）の3分の2は総糸を紡ぐのみで、上納反布の織り立てに従事するのは村の正人女の3分の1である。この3分の1の正人女は村でベテランの織り手であり、年少の頃から「手叶」として織女の助手を勤め、実際に織りの練習を重ねて精巧な技術を有する者の中から選ばれた女である。そして、村番所の機織屋に通うのは、この内、百姓正人女の3分の1のみで、士族正人女の3分の1は自分の家に居て機織りをする。機織り期間は8月頃から翌年の1月まで基本的には180日間である。但し、180日はあくまでも機織りの期間であって、全期間、機織りに従事する訳でなく、この期間内に自分の負担分の反物を織ればいいのである。

〔明治32年度の東仲宗根村の例〕だと、村の百姓・士族正人女の3分の1は20升紺細上布など難しい反物で約60日間の労働である。残りの百姓・士族正人女の3分の2は総糸を負担するが、総糸の賦課に当たっては反数分の糸の長さを正人女3分の2の人数で割って一人負担分の長さを出す。その長さの総糸を紡ぐには2か月もあれば充分である。残る約10か月は自由な月日である。「村の15才～50才の全ての女は、毎日、ブンミヤーに通い、厳しい監視のもと奴隸のように上納布を織らされた。故に過酷」とする通説を明らかに否定するものであろう。

### 『沖縄県旧慣租税制度』（抜粋要約）

①蔵元では3月5日に於ける年齢により「各村の男女取メ位付帳」を編成し、7月1日までに上納反布の「各村の割付帳」を作成、7月中には各村の番所に「割付手形」を発行する。

②村番所では「割付手形」を受けると、村内の士族正女の3分の2には白上布の総糸を賦課し、平民正女の3分の2には紺細上布・成換反布の総糸を賦課して、これの調整に着手させる。

③総糸の調整については、村役人が時々これを検査し粗製にならないよう注意を与える。

④総糸ができると村番所に取り集め、平民の分は紺屋に渡して染めさせる。この紺屋は各村に必ず一人づついる。夫賃などを免除して貢布の染方を担当させているもので、染料は各村でこれを準備する。番所の構内に染小屋を設置し、総糸ができると紺屋を毎日ここに来させて染方に従事させる。

⑤染方が終わると、村役人は平民正女の3分の1に染糸を配付し、紺細上布の織方に従事させる。白上布・白中布・白下布の分は士族正女の3分の1に配付し織方に着手させる。この織立に従事するのは8月・9月頃から翌年の1月頃までである。

⑥織立に従事する者は、年少の頃から「手叶」として織女の助手となり、見習いをさせた上、尚、実際に練習を重ね、尤も精巧な者のみを選んで役人の見立てでこれを命ずる。

⑦織方については、紺細上布・白細上布・白縮の場合は織女が各家で織ることを許さず、各村の番所構内に3・4か所の貢布小屋（ブンミヤー）を設けて、担当織女・手叶は毎日ここに来て、村役人の監督のもと織立てに従事する。白上中下布・木綿布の場合は織女を

して各家において織らせ、村役人は時々この検査を行って粗製になることを戒める。

⑧織方の巧みな者ほど負担が重くなるので、これを奨励するため、織った絵形を手の甲に入れ墨し、一目で熟練の織女であることを知らせる。村により「苦勞米」を支給する。

⑨反布の未納については、納期を3か月経過しても納入しなければ「寺入」を命ずる。担当役人がこれを執行しなかった時は、その役人に不納高を弁償させる。

(例) 明治32年度、東仲宗根村の村内の正女に賦課された貢納布

明治35年10月3日付けの『琉球新報』に「明治32年度、東仲宗根村が村内の正女に賦課した貢納布」が掲載されている。

※明治32年度、東仲宗根村が村内の正女に課した貢納布

正女 二百四十三人

内

御用布(即ち貢布) 四十二人

手伝人(手叶) 二十一人

双子の母 一人

ツカサ(村の祈願を司る) 一人

正女帳調整後死亡者 三人

計 百七十五人

三十二年度、

二十升紺細上布五反、十八升同上一反、白縮布一反、合計七反、一反に付四十升。

一、二十升総二百八十升

但、正女百七十五人に割一升六手宛。

同年十七升紺細上布四十七反、白細上布九反、合計五十六反、一反に付三十五升宛。

一、十七升総千九百六十升

但、右人数に割一人に付十一升二手宛。

この資料によれば、明治32年の東仲宗根村の「正女は243人」で、その内訳は「御用布(貢布)の織女42人・手伝人(手叶)21人、双子の母1人、ツカサ1人、正女帳調整後死亡者3人、残り175人」となっており、織方に従事する正女が、織女・手叶合わせて村の正女の約3分の1になっていることが分る。双子の母・ツカサは織方・総糸とも免除者である。織女(42人)+手叶(21人)=61人の正女が村に賦課された御用布の織方に従事する。残り175人の正女(村の正女の約3分の2)は総糸の負担者である。この年度に東仲宗根村に賦課された御用布は「20升の紺細上布5反、18升の紺細上布1反、白縮布1反、合計7反。総糸は1反に付き40升で7反分=280升、175人に割り付けると一人1升6手の負担」と「17升の紺細上布47反、白細上布9反、合計56反、総糸は1反に付き35升で56反分=1960升、175人に割り付けると一人11升2手」となっている。

上布1反の長さは3丈1勾（3.03メル×3.1=9.39メル）である。この織り日数は、最も難しい「20升の紺細上布（ツガ十字の丸ビーマ柄）」は2日に1尺3寸=1反60日間、「20升の紺細上布（百柄=たて縞）」は1反=15日間、「17升の紺細上布（百柄=たて縞）」は1反=13日間を要すると『琉球新報』資料は記している。この資料に基づき、合計63反の御用布を42人の織女に割り付けると、

20升の紺細上布 5反……上ベテラン5人に1反宛……織り日数60日

18升の紺細上布 1反……上ベテラン1人に1反宛……織り日数60日内

白縮布 1反……上ベテラン1人に1反宛……織り日数60日内

17升の白細上布 9反……下ベテラン9人に1反宛……織り日数15日

17升紺細上布 47反……中ベテラン26人に2反宛……日数13日×2反=26日と計算でき、難しい20升紺細上布の織り日数60日間が最長期の労働となる。機織り期間は8月頃から翌年1月までの180日間、この期間中に自分の負担分を織り上げればよかつたのである。

又、上布1反の総糸の長さは2丈半（3.03メル×2.5=7.58メル）である。総糸1升（ヨミ）は、総糸80筋=40本×2（上糸・下糸分）、総糸1手は、総糸8筋=4本×2（上糸・下糸分）、20升（ヨミ）用の総糸の紡ぎ（細い糸）は1時間に12丈程=約36メルほど紡ぐと『琉球新報』資料は記す。20升・18升の紺細上布など合計7反分の総糸の個人負担分は「一人1升6手=128筋=7.58メル×128筋=約970メルの負担」である。1時間に約36メルほど紡ぐと、970メル÷36=約27時間、1日6時間ほど紡ぐと、約5日間で紡ぐ計算である。

これに加えて、17升の紺細上布・白細上布など、合計56反分の総糸の個人負担分は「一人11升2手=896筋=7.58メル×896筋=約6792メル」である。この総糸は20升用総糸より太く紡ぐのはより簡単で早く紡げるが、それでも20升用総糸を紡ぐ速さで計算し、1時間で約36メルほど紡ぐと、6792メル÷36=約189時間、1日6時間ほど紡ぐと、約32日間で紡ぐ計算である。従って、総糸を賦課された175人の正女たちは総計5日+32日=約37日間=1月半もあれば充分総糸を紡げた計算となる。

## 6. 近世宮古の人々の道徳観

1732年に琉球王府の評定所から発布された32条にわたる実践道徳を明記した『御教条』がある。その内容は役人・士族・百姓の職分や義務及び人間としての心構えなどが記されており、布達以後、この『御教条』は役人・士族・百姓の守るべき規律・徳目としてその趣旨の徹底が図られた。宮古に於いても、頭をはじめ役人は蔵元の集会で、百姓・士族は村番所に集められて『御教条』の朗読会・読聞会がくり返し行われていた。『富川親方宮古島諸村公事帳』（1874年）は「諸事勤方之事」として「毎月朔日十五日百姓中召集御教条之趣可為読聞事」と記す。又、『沖縄県旧慣地方制度』（明治26年）も、宮古の「蔵元ニ於テ取扱ノ事項」として「毎月朔望頭以下役人迄蔵元集会ノ際教条読聞ノ事（毎月1日・15日、蔵元の集会の際に頭以下役人に御教条を読み聞かせる事）」「各村番所ニ於テ取扱ノ事項」として「毎月朔望百姓中集会セシメ教条ノ趣意読聞ノ事（毎月

1日・15日、百姓を村番所に集め御教条の趣意を読み聞かせること)」と記している。これらの条項から、宮古にも『御教条』が布達され、その趣旨が蔵元や村番所を中心に役人・士族・百姓へ徹底して伝えらていたことが裏付けられる。

『宮古の研究』(比嘉重徳・大正7年)の末尾に、宮古の『御教条』の翻刻史料が収録されている。この『御教条』は14条からなるもので、役人の規律や徳目に関する条項が削除されていることから、百姓・士族を対象に読み聞かせた「村番所用の御教条」かと思われる。その内容は①人間は父母に孝行することが何よりも重要であること。②元服・婚礼は重要なことなので分限に応じて厳粛に行うこと。③夫婦の関係は重要であり協調心を以て家庭を治めること。④家庭の盛衰は子どもの成長にかかっているので童・子どもの教育に念を入れること。⑤貴人・富人の子どもは傲慢になりがちなので特に念を入れて教育すべきこと。⑥嫁は舅姑を父母と思い、舅姑は嫁を娘と思って、心を合わせて家庭を治めること。⑦老人は世間の宝と思い大切に扱うべきこと。⑧親類・縁者で生活に困窮している者には特に愛情を注ぎ自立の道を配慮すること。⑨身命は如何なる宝よりも大切でありその保養に努めるべきこと。⑩酒は酔わない程度にたしなむべきこと。⑪トキ・ユタは虚言で以て人をたぶらかし世間の妨げとなるので禁止する。⑫迷信を信じず、病気・劳咳にかかったら念入りに療養すること。⑬家庭の盛衰は運命であるが、人の気持ち次第で良くもなるので懸命に働くこと。⑭人間は生まれつき全て平等であり、平等に国法を遵守すべきこと。など儒教の教えを基本とした規律・徳目・心得の条項からなっている。これらの条項が毎月1日と15日に各村の番所において役人から村人たちにくり返し読み聞かされていたのである。

こうした教化が長年続ければ『御教条』の理念が価値あるものとして人々に浸透、その規律・徳目・心得などが価値ある社会通念となり、その理念の実現に努力して生きることが当時の人々の理想的な生き方であったと思われる。即ち、近世宮古の人々は儒教の教えである「仁義信愛」を重んずる人々であったんだろうということである。

### 『宮古の御教状』

一、人間ト申者父母江孝行仕候儀何ヨリ肝要ニテ候孝行ト申者家内人數親類縁者ハ不及申他人ニ至ル迄取合宜敷御奉公家業之働く無油斷取上納人先ニ致皆納地頭目差江褒美ニ  
逢父母之心ヲ安サセ候ヲ孝行ト申候左様無之候テ假令美食美衣相好進候共父母之心安  
ス不申候得者是不孝ト申候然者隨分働く父母ノ心ヲ安シ孝行可仕旨被仰渡候事。

訳・人間というのは父母に孝行することが何よりも重要である。孝行というのは、家族や親類縁者はいうに及ばず他人に至るまで付き合いを良くし、公務や家業の働きも気をゆるめることなく取り行い、上納人(15才~50才)は先に上納を全て納めて地頭や目差に褒められ父母を安心させることを孝行という。仮に美食・美衣を好んで進めても父母の心が安まるものではなくこれを不幸という。であるから、一生懸命に働くて父母を安心させ孝行すべき旨、申し渡すこと。

一、元服婚禮之儀分限次第如何ニモ重厚可取行候就中婚禮之儀夫婦取ノ事ニテ人間之肝要成物ニ候是ヲ致大形候得者女人之心持輕相成子共之爲ニモ不罷成事候間隨分乞媒ヲ以嫁取婿可致候然者女人ト申者常平日肝ヲ取鎮持居候所ヨリ親子之中ニモ宜敷相成事候間能々慎不申ハ不成叶段被仰渡候事。

訳・元服・婚礼は分限に応じて厳肅に行うべきである。中でも婚礼は夫婦の縁組のことなので人間にとて重要なことである。これを疎略にすれば女人の決意も軽くなり、子供のためにもならないので、できるだけ媒酌人を立てて嫁取り・婿取りは行うべきである。そうであれば、女人というものは常日頃気持ちを取り鎮めるもので、そこから親子の仲も良くなるものであるから、よくよく慎重にしなければならない旨、申し渡すべきこと。

一、夫婦ト申者人間ノ肝要成物ニ候然者互ニ心ヲ合何篇致内談合家内可相治候然処各存分相構候所ヨリ致口論家内疲行候間能々心ヲ合家内可相治旨被仰渡候事。

訳・夫婦というのは人間にとて重要なものである。そうであるから、お互いに心を合わせ何事をも相談して家庭を治めるべきである。にもかかわらず、それぞれが自分勝手に事を行う所から口論となり家庭も衰微していくので、よくよく心を合わせて家庭を治めるべき旨、申し渡すこと。

一、童子共取素立候儀何ヨリ肝要成物候然者幼稚之時分ヨリ氣持心持言葉仕形迄能々入念教訓可致候家内之盛衰ハ子共之善惡次第罷成候儀ハ何レモ存知之前候然処自分數寄物ニハ夜白入念候テ子共教訓方ニハ不入念候儀甚不成合仕形ニ候間隨分入念致教訓候様ニト被仰渡候事。

訳・童・子供を育てることは何よりも重要なことである。そうであるから、幼い頃から気持ち・心持ち・言葉づかい・行儀まで念を入れて教育すべきである。家庭の盛衰は子供の成長の善し悪しにかかっていることは周知のことである。にもかかわらず、自分の好きな物には夜昼かまわず熱中し、子供の教育には念を入れないというのは筋の通らないことである。できるだけ念を入れて教育するようにと、申し渡すこと。

一、貴人富人之子共トハ有福相素立候故ニ驕付人マイ不人ト平日油斷ケ間敷有之酒數寄色數寄ニテ嶋中被憎候者モ罷居苦然者ケ様之者ハ父母存命之内ハ先可相濟候得共父母ト死後ニ罷成候得者家内治兼家財地畠迄賣拂致儘ト及迷惑候條貴人富人之子共ハ別テ教訓可致旨仰渡候事。

訳・貴人（身分の高い人）・富人（金持ち）の子供は裕福に育てられるため傲慢になり、人をも人と思わず、日頃から気のゆるみも甚だしい。酒を好み・色事を好んで島中の

人々から憎まれる者もいるはずである。このような者は父母の存命中はそれで済むけれども、父母が亡くなった後は家庭を治めかね、家財や土地・畠まで売り払って、どうしていいか迷ってしまうもので、貴人・富人の子供は特に念入りに教育すべき旨、申し渡すこと。

一、出嫁之女子者舅姑之忌ハ三年之忌アイモノ眞父母忌ハ拾三ヶ月有之物ニ候然者舅姑ヲバ眞父母ト存親類迄其取合可致候処間ニ致勘違自分之親類ヲ題目ニ存シ舅姑ヲ大形致又舅姑モ嫁ヲバ直女子ト存其取合可致之処常平日隔心有之候所ヨリ家内之治方モ不行届事候間舅姑ハ嫁ヲ直女子ト存嫁ハ舅姑ヲ直父母ト存互ニ肝ヲ合家内可相治旨仰渡候事。

訳・嫁いだ女は舅姑の忌には3年間の喪に服さねばならない。実の父母の場合は13か月間の喪に服する規定である。であるから、舅姑をば実の父母と思い、夫の親類とも親しく交際すべきであるが、たまに勘違いして自分の親類を重視し舅姑を疎遠にしているようである。又、舅姑も嫁をば実の娘と思い親しくすべきであるが、常日頃から心を隔てているため家庭の治め方もうまく行き届かない。舅姑は嫁を実の娘と考え、嫁は舅姑を実の父母と思い、互いに心を合わせて家庭を治めるべき旨、申し渡すこと。

一、八拾歳以上之老人ハ千万人之内一兩人社罷居候然者親類ハ不及申雖爲他人大切ニ存其取持可致候老躰之人トテ或欺之或侮之候者ハ老人之罪請ヲトキモノ候間ケ様之老人ハ世間之寶ト存其取持可致旨被仰渡候事。

訳・80歳以上の老人は千人。万人に一人か二人しかいないものである。であるから、親類は言うに及ばず他人といえども老人を大切にあつかうべきである。老体の人といつてこれを欺き、或いはこれを侮ったりする者は老人の罪を受けるべき者であるから、老人は世間の宝と思い大切にあつかうべき旨、申し渡すこと。

一、親類縁者之内逼迫之方別テ親愛致其取計江有之候儀人間之肝要ナモノ然処親類始或疎之或侮之候儀人間之仕形ニテ無之候ケ様之者ハ父母早相離候力不果報之生付候力愚鈍之生付ニテ候力是ハ無是非次第候間ケ様之者ハ猶以憐愛致立様ニ取計得可致旨被仰渡候事。

訳・親類・縁者の中で生活に困っている者には特に親愛の情をそそぐのが人間として大切なことである。にもかかわらず、親類をはじめこれを疎遠にし、或いは、これを侮ったりする。これは人間の取るべき行為ではない。このような者は父母に早く死に別れたか、不幸に生まれついたか、愚鈍な生まれつきなのか、止むを得ない事情があってのことなので、このような者には、尚、憐愛の情をそぞぎ自立できるよう取り計らるべき旨、申し渡すこと。

一、身命之儀何之寶物ヨリモ肝要ニ存保養可致候病身罷成候テハ何分相勵度思候共存之併不罷成候然処常平日身持大形致終ニハ病氣差起候テタトヘ養生仕快罷成候共其身之痛ハ不及申家内モ疲行申事候間身ヲバ大形ンナ無之様可持旨被仰渡候事。

訳・身命は如何なる宝物よりも大切でありその保養に努めるべきである。病気の身になってしまってはどんなに働きたいと思っても思いどおりになるものではない。常日頃、身持ちをおろそかにするからついに病気にかかる。例え養生して快気しても、その身の苦痛は言うに及ばず、家庭の衰微にもつながるものであるから、身持ちをばおろそかにしないよう大切にすべき旨、申し渡すこと。

一、酒之儀及醉不申様可用之候及醉候得者身命之疲家内之支ハ不及申喧嘩口論致罪科ニモ及申候事酒之儀不及醉様可用旨被仰渡候事。

訳・酒は酔わないように用いるべきである。酔いに及んでしまうと身命の疲労・家庭の支障はもとより喧嘩・口論となり罪科に及ぶこともある。酒は酔わないようほどほどにたしなむべき旨、申し渡すこと。

一、時ヨタノ儀其身之勝手ヲ頭目ニ存虚言申立人ヲ誑候故堅御法度被仰渡置御事候間右類之者ハ世間之妨存其心得可有之旨被仰渡候事。

訳・時・ヨタは自分勝手を重要と思い、虚言を申し立てて人をたぶらかすため、厳重に禁止されている。右の類の者は世間の妨げとなるので、その心得をもつべき旨、申し渡すこと。

一、病人之家中生靈死靈相付候ト申候左様於罷成ニハ身之恨有之候者ハ則々呪倒筈候處左様之働不罷成所ヨリ如何成敵人モ差免候儀何レモ存知之前候然処病人之依病症乱言仕候ヲ勘違致生靈死靈相付惱ト申候儀是ハ不成合仕形候間病咳氣之掛候ハバ入念養生仕候様ニト被仰渡候事。

訳・病人の家の中には生靈・死靈が取り憑いているという。ほんとにそうであれば、身に恨みの有る者はすぐに呪い倒されるはずであるが、そのような力はないから如何なる敵でも倒れることはない。これは周知のとおりである。ところが病人の病状による乱言を勘違いして、生靈・死靈が取り憑いていると悩んでいる。これは筋の合わないことであるから、病気・労咳にかかったら念入りに療養するようにと、申し渡すこと。

一、家中之儀大形十ヶ年二十ヶ年之前後ニハ幸不幸有之積候然者不幸打續衰微致候共隨分氣ヲ引立無油斷相勵候ハバ其家宜敷罷成候事又一旦榮居候トテ驕ヲ狡候得者衰微致候儀ハ眼前之事候然者盛衰ハ運數ト乍申其人之肝持次第有之事候間隨分其慎ヲ以可相勵

旨被仰渡候事。

訳・家庭というものは、大方、10年・20年前後には幸・不幸が訪れるものである。そういうであるから、不幸が続いて家庭が衰微しても、懸命に気を引き立て気をゆるめることなく働けばその家庭は必ず良くなっていくものである。又、一時は富み栄えていても傲慢に暮らせば必ず衰微するのは当然なことである。であるから、家庭の盛衰は運命だと言いながらも、その人の心の持ち様によるものであるから、慎みを以て懸命に働きに力をいれるべき旨、申し渡すこと。

一、人間ト申者天性惣テ一同ニ候夫故御主天之思召ハ諸士百姓トハ御差分無御座皆御慈愛被思召上御事候然者一人トテモ罪科被召行候儀痛敷被思召御事候得共間ニ不届之事仕出世間ニ差障候者ハ一人ヲ罪萬人御助之筋ヲ以無是非罪科被召行候間御主天之思召者難有存何レモ其慎御奉公方家内之働く無油斷相勵候様被仰渡候事。

右通被仰渡候間各家内人數童子共至リ亟一拜聞サセ候様被仰渡候事。

砂川親雲上  
平良親雲上  
下地親雲上

訳・人間というものは生まれつき全て平等である。それ故、国王は役人・百姓との分け隔てをせず皆を御慈愛なされている。そうであるから、一人でも処罰を行うことは国王としては心痛む思いではあるが、まま不届きな事を仕出かして世間に迷惑をかけた者はその者一人の罪とし、多くの人を助けるため止むを得ずその者の処罰を行うので、国王の考えは有り難く思い、いづれも慎んで公務や家業の働きに油断なく働くよう仰せ渡された。

右の通り仰せ渡されているので、各家族の者、童・子供に至るまで何度も言い聞かせるよう申し渡すこと。

砂川親雲上  
平良親雲上  
下地親雲上

## ま　と　め

- ①1611年の検地の際の宮古の石高は1万7千石余に査定されていた。1625年には1石に付き1斗8升5合の割で2154石余の上納高であった。この際の石高は11,592石余となる。ここで検地目録に相違のあることが分かり、宮古の石高から6,040石余が差し引かれ、1629年には「宮古の石高11,288石余」と訂正された。
- ②1635年には御朱印不足の理由で増税「寛永の盛増」があり、宮古の石高は12,458石余に見積もられ、上納高は3,367石余に査定された。その内、2,216石余は反物納、1,150石余は粟納となった。
- ③1637年には「頭懸の配当」（人頭税制）にしたが、人口の増減により上納穀物・反物に増減が生じたため、1659年には「頭懸の配当」を改め、人口の増減に構わず上納高を3,367石余（反物2,216石余分、粟1,150石余）の定額とした（定額人頭税制）。即ち、人口が増加すれば個人負担高は低くなり、人口が減少すれば個人負担高は高くなる、4ランク男女別「割り勘」制にシステムが変わったということである。
- ④1710年（1711年）には、粟納は男に賦課・反物納は女に賦課した。また、以前は「見立て」で行っていた男女の上・中・下・下々の位付けを、この1710年には、上人21才～40才、中人41才～45才、下人46才～50才、下々人15才～20才の年齢制とした。宮古史の通説では1637年に人頭税がしかれ男女の年齢による位付けも同年から行われたように語られてきた。しかし、1710年までは役人の「見立て」で男女の位付けは行われており、位付けを「見立て」るためには何らかの基準があったものと思われる。それ故、今は否定も肯定もできないが、「旧蔵元跡の賦計石」「荷川取の賦計石」の人頭税賦課に関わる伝承については改めて考慮する必要がある思う。
- ⑤検地後の王府への税高は1625年には1石に付き1斗8升5合で税率18.5%であった。1635年の「寛永の盛増」で、総石高が12,458石、内3,367石の上納高となり、税率は26.8%となる。以後、「人頭税制」を経て「定額人頭税制」下の1729年までは同高・同率の税高であった。1729年には1710年に定めた2度夫（2度の労役）が夫賃粟となり1734年には定額839石余の付加税となる。1749年には「亨保の盛増」と称する増税で「五出米514石余」の付加税が加算され、王府への上納高は4,720石余となる。12,458石に対する比率は37.8%である。但し、2,216石余は反物納で、粟納は2,503石余である。粟納のみを考えると、総石高12,458石に対する比率は約20%となる。
- ⑥1611年時点の宮古の人口は4,780人で、1729年には24,206人、約1

00年の間に約5倍も人口が増加している。1659年以後の「定額人頭税制」だと人口増加により個人負担分は低くなってきたと推測される。また、1659年以降、人口の増加に伴い8つの新村も誕生している。その分、田畠などの耕作地が増えて1729年時点では総石高12,458石を上回る総生産高になっていたと考えられ、その差し引き高分、18世紀前半頃までには人々の生活にも余裕がでてきたものと思われる。

⑦正男の畠の持ち高については「農務規模帳」で規定され、15才～20才の下々人男は約6.4反以上、21才以上の上人・中人男は約13反以上の畠を持つことが義務付けられた。上・中人男の畠では、基本的に5反に粟、5反に麦、1.5反に芋、残りの畠には胡麻や木綿を作り、下々人男の場合は2.5反に粟、2.5反に麦、0.6反に芋、0.4反には木綿、0.4反には胡麻などが作られた。その内、上・中人男は5反分の収穫粟から種々の税を上納、下々人男は2.5反分の収穫粟から種々の上納を行うシステムがとられていた。

⑧18世紀前半の人々は冠婚葬祭を贅沢に行っている。そのため1767年には多くの祝事・祭事・祭祀行事などが制限・禁止された。この禁止令は1793年には解除されるが、当時の人々には冠婚葬祭を贅沢に行えるだけ生活に余力があったとみなすことができる。

⑨宮古史の通説では「男は畠で、女はブンミヤーで、年中、重労働を強いられた」かの如く語られるが、村の正男の年間労働日は315日で、休日は26日、祝祭日は19日という労働・休日・祝祭日のシステムがあったと推定される。また、村の正女ではブンミヤーに通うのは百姓正女の3分の1のみで、士族正女の3分の1は自分の家で機を織り、残る正女の3分の2は反物用の糸を紡ぐのみであった。正女3分の1の機織りの期間は基本的に180日、その期間中に自分の負担分を織り、残り正女3分の2は7月～8月に自分負担分の糸を紡げば、あとは自由な日々である。通説で語られるような、年中、毎日の日常生活に支障をきたすほど過酷な労働量ではなかっただろうということである。

⑩当時の人々の道徳観は①親孝行②元服婚礼の礼儀③夫婦相和④子供の教育⑤嫁と舅姑の仲⑥敬老⑦身命は宝⑧酒の戒め⑨家庭の盛衰⑩国法の遵守など儒教の教えを基本としたものであった。

※ この小論は平成7年12月21日の宮古郷土史研究会で発表したものを、報告できなかった分も含めてまとめたものである。

## ※参考史料

- 『御嶽由来記』（1705年）
- 『雍正旧記』（1727年）
- 『御財政』（1725年頃）
- 『御当国御高並諸上納里積記』（1750年頃）
- 『与世山親方宮古島規模帳』（1768年）
- 『翁長親方宮古島規模帳』（1856年）
- 『富川親方諸村公事帳』（1874年）
- 『富川親方宮古島仕上世座例帳』（1874年）
- 『富川親方農務規模帳』（1876年）
- 『琉球新報』（明治35年）
- 『宮古の研究』（大正7年）比嘉重徳
- 『宮古島旧記並史歌集解』（昭和37年）稻村賢敷
- 『平良市史第三卷・四巻・八巻』平良市役所
- 『御教条の世界』（1982年）高良倉吉